

第5章 子ども・子育ての環境整備

1. 教育・保育等提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育等」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、以下の「教育・保育提供区域の設定の考え方」を踏まえ、第2期計画に引き続き、本庁・支所区域の8区域（以下「行政区域」とする。）を基本とします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

■教育・保育提供区域の設定の考え方

- ・教育・保育施設と児童の分布状況を見ると、行政区域において、おおむね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
- ・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとされており、行政区域に市域を区分していること。



■各事業と提供区域の考え方

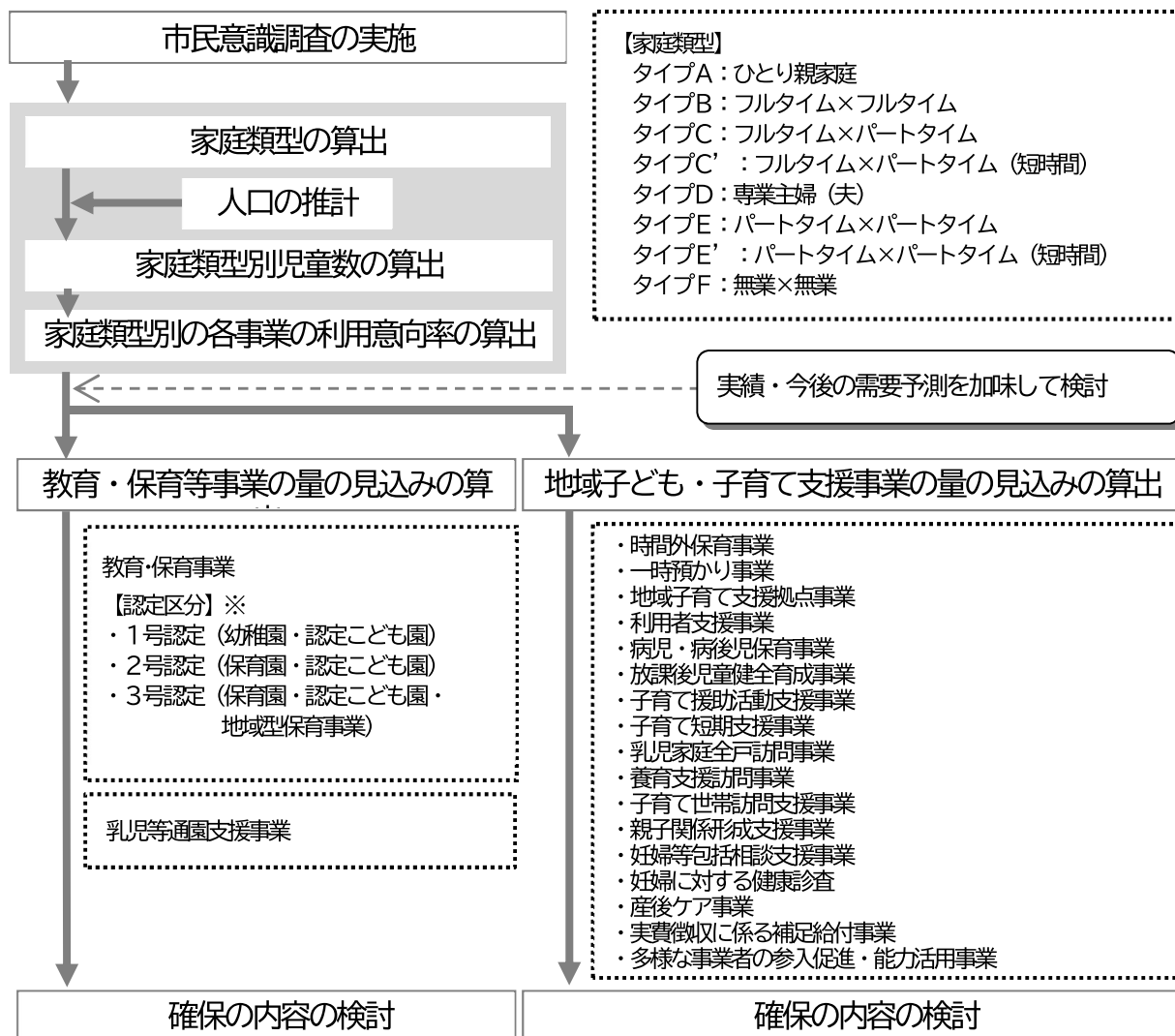
	事業等名	区域設定	設定理由
子ども・子育て 支援給付	保育事業 ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的取れていることや利用実態として現状に即しているため
	教育事業 ・幼稚園 ・認定こども園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区域での区分けが実状に沿っていないため
	乳児等通園支援事業	市全域	広域的な利用実態があり、行政区域での区分けが実状に沿っていないため
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育園、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園等と保育園とで、それぞれの区域設定が必要であるため
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため
	利用者支援事業	市全域	基本型7施設、こども家庭センター型1施設において実施しているため
	病児・病後児保育事業	市全域	病児保育1施設、病後児保育2施設において実施しているため
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であり、小学校区で実施しているため
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	1施設において実施しているため
	子育て短期支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	乳児家庭全戸訪問事業 (こんこちは赤ちゃん事業)	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	子育て世帯訪問支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	親子関係形成支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦等包括相談支援事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査事業)	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	産後ケア事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	実費徴収に係る補足 給付事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため	

2. 量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、2025（令和7）年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、市民意識調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■量の見込みの算出の流れ



※ 認定区分の考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

3. 教育・保育等事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

「①量の見込み」のニーズに応じた「②確保の内容」の定員数を確保できるよう、提供体制を整えていきます。なお、教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることとします。

■教育・保育等事業 一覧表

単位（保育事業、教育事業：人、乳児等通園支援事業：時間月）

全市合計				計 画				
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保育事業	2号認定	3～5歳児	①量の見込み	4,592	4,419	4,253	4,139	4,112
			②確保の内容	5,908	6,053	6,168	6,168	6,168
			②-①	1,316	1,634	1,915	2,029	2,056
	3号認定	2歳児	①量の見込み	1,062	978	1,057	1,042	1,029
			②確保の内容	1,473	1,481	1,517	1,517	1,517
			②-①	411	503	460	475	488
		1歳児	①量の見込み	983	1,061	1,045	1,030	1,018
			②確保の内容	1,107	1,113	1,143	1,143	1,143
			②-①	124	52	98	113	125
		0歳児	①量の見込み	239	235	232	230	227
			②確保の内容	339	340	354	354	354
			②-①	100	105	122	124	127
教育事業	1・2号認定	3～5歳児	①量の見込み	3,797	3,653	3,516	3,422	3,400
			1号認定	2,904	2,795	2,689	2,617	2,600
			2号認定	893	858	827	805	800
			②確保の内容	5,813	5,004	4,974	4,974	4,974
		②-①	2,016	1,351	1,458	1,552	1,574	
乳児等通園支援事業	2歳児	①量の見込み	0	458	660	812	1,603	
		②確保の内容	0	458	660	812	1,603	
		②-①	0	0	0	0	0	
	1歳児	①量の見込み	0	502	659	812	1,608	
		②確保の内容	0	502	659	812	1,608	
		②-①	0	0	0	0	0	
	0歳児	①量の見込み	0	335	441	545	1,076	
		②確保の内容	0	335	441	545	1,076	
		②-①	0	0	0	0	0	

(1) 保育事業（保育園・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業）

事業概要	保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。	提供区域 行政区域
施設数	保育園・認定こども園・地域型保育事業…62箇所（公立37・私立25） 中央区域…18箇所 岩津区域…8箇所 岡崎区域…8箇所 矢作区域…9箇所 大平区域…5箇所 六ツ美区域…6箇所 東部区域…4箇所 額田区域…4箇所（保育所型認定こども園2箇所含む。）	
現況	2019（令和元）年度から2023（令和5）年度にかけて、3～5歳児の利用は減少傾向となっている一方で、0～2歳児の利用は増加あるいは横ばいで推移しています。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019 年度比
2号認定	3～5歳	5,169	5,152	5,118	4,960	5,053	0.98
3号認定	0歳	209	208	248	248	271	1.30
	1～2歳	2,128	2,065	1,982	1,997	2,056	0.97
合計		7,506	7,425	7,348	7,205	7,380	0.98

※各年度10月1日現在

①全市の量の見込みと確保の内容

全体	2025年度				2026年度				2027年度				
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	4,592	239	983	1,062	4,419	235	1,061	978	4,253	232	1,045	1,057	
②確保 の内容 （市内）	保育園 認定こども園	5,908	330	1,083	1,449	6,053	331	1,089	1,457	6,168	345	1,119	1,493
	地域型保育		9	24	24		9	24	24		9	24	24
②-①	1,316	100	124	411	1,634	105	52	503	1,915	122	98	460	

全体	2028年度				2029年度				
	2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	4,139	230	1,030	1,042	4,112	227	1,018	1,029	
②確保 の内容 （市内）	保育園 認定こども園	6,168	345	1,119	1,493	6,168	345	1,119	1,493
	地域型保育		9	24	24		9	24	24
②-①	2,029	124	113	475	2,056	127	125	488	

■0～2歳の保育利用率

	2023年度 利用実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全市	27.4%	29.3%	29.5%	29.0%	29.4%	29.7%

※ 保育利用率は各年度の定員を推計人口で除して算出

提供体制の考え方

- 確保の内容については、既存の保育園の改修や私立幼稚園の認定こども園への移行による定員増を基本として、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- 0～2歳児の低年齢保育需要に応じて保育園の定員数の見直しなどにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

<整備計画>

●保育園の建替え（定員変更）

2027（令和9）年度 矢作保育園（矢作区域）

●幼稚園の認定こども園化

2026（令和8）年度

私立幼稚園の認定こども園移行により段階的に2・3号定員を増員（大平区域）

2027（令和9）年度

私立幼稚園の認定こども園移行により段階的に2・3号定員を増員（六ツ美区域）

② 区域別の量の見込みと確保の内容

■中央区域

単位 (人)

中央区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,274	69	250	281	1,215	68	318	254	1,147	68	312	321
②確保 の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	314	410	1,688	88	314	410	1,688	88	314	410
	地域型保育		6	16	16		6	16	16		6	16	16
②-①		414	25	80	145	473	26	12	172	541	26	18	105

中央区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,169	67	307	317	1,220	67	303	311
②確保 の内容	保育園 認定こども園	1,688	88	314	410	1,688	88	314	410
	地域型保育		6	16	16		6	16	16
②-①		519	27	23	109	468	27	27	115

■岡崎区域

単位 (人)

岡崎区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		759	39	163	165	710	38	167	161	685	38	165	165
②確保 の内容	保育園 認定こども園	839	58	170	228	839	58	170	228	839	58	170	228
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①		80	19	7	63	129	20	3	67	154	20	5	63

岡崎区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		657	38	164	163	654	37	162	162
②確保 の内容	保育園 認定こども園	839	58	170	228	839	58	170	228
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①		182	20	6	65	185	21	8	66

■大平区域

単位(人)

大平区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		419	20	86	105	426	20	90	89	419	19	89	94
②確保 の内容	保育園 認定こども園	565	28	101	126	710	29	107	134	710	37	113	144
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①		146	8	15	21	284	9	17	45	291	18	24	50

大平区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		403	19	88	93	384	19	88	92
②確保 の内容	保育園 認定こども園	710	37	113	144	710	37	113	144
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①		307	18	25	51	326	18	25	52

- 206（令和8）年度の私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行により段階的に2・3号定員を増員します。

■東部区域

単位(人)

東部区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		231	11	51	53	225	11	49	51	213	10	48	49
②確保 の内容	保育園 認定こども園	330	17	58	85	330	17	58	85	330	17	58	85
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①		99	6	7	32	105	6	9	34	117	7	10	36

東部区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		196	10	47	48	190	10	46	47
②確保 の内容	保育園 認定こども園	330	17	58	85	330	17	58	85
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①		134	7	11	37	140	7	12	38

■岩津区域

単位 (人)

岩津区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		582	30	116	132	539	29	133	117	499	28	130	133
②確保 の内容	保育園 認定こども園	795	45	141	209	795	45	141	209	795	45	141	209
	地域型保育		3	8	8		3	8	8		3	8	8
②-①		213	18	33	85	256	19	16	100	296	20	19	84

岩津区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		493	28	127	130	491	27	125	128
②確保 の内容	保育園 認定こども園	795	45	141	209	795	45	141	209
	地域型保育		3	8	8		3	8	8
②-①		302	20	22	87	304	21	24	89

■矢作区域

単位 (人)

矢作区域		2025年度				2026年度				2027年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		737	38	181	170	706	37	161	170	704	37	159	151
②確保 の内容	保育園 認定こども園	855	49	162	209	855	49	162	209	850	49	166	211
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①		118	11	▲19	39	149	12	1	39	146	12	7	60

矢作区域		2028年度				2029年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		641	37	157	149	612	36	156	148
②確保 の内容	保育園 認定こども園	850	49	166	211	850	49	166	211
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①		209	12	9	62	238	13	10	63

- 2027 (令和9) 年度の矢作保育園の建替えにより3号定員を増員します。

■六ツ美区域

単位(人)

六ツ美区域	2025年度				2026年度				2027年度				
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	540	29	125	142	546	29	127	124	535	29	126	126	
②確保 の内容	保育園 認定こども園	674	38	113	155	674	38	113	155	794	44	133	179
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①	134	9	▲12	13	128	9	▲14	31	259	15	7	53	

六ツ美区域	2028年度				2029年度				
	2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	516	28	125	125	493	28	124	124	
②確保 の内容	保育園 認定こども園	794	44	133	179	794	44	133	179
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①	278	16	8	54	301	16	9	55	

- 2027(令和9)年度の私立幼稚園の認定こども園への移行により段階的に2・3号定員を増員します。

■額田区域

単位(人)

額田区域	2025年度				2026年度				2027年度				
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	50	3	11	14	52	3	16	12	51	3	16	18	
②確保 の内容	保育園 認定こども園	162	7	24	27	162	7	24	27	162	7	24	27
	地域型保育		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①	112	4	13	13	110	4	8	15	111	4	8	9	

額田区域	2028年度				2029年度				
	2号		3号		2号		3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	64	3	15	17	68	3	14	17	
②確保 の内容	保育園 認定こども園	162	7	24	27	162	7	24	27
	地域型保育		0	0	0		0	0	0
②-①	98	4	9	10	94	4	10	10	

- 在園希望児の減少に伴い、2023(令和5)年度から下山保育園を休園しています。

(2) 教育事業（幼稚園・認定こども園（1・2号））

事業概要	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。	提供区域 市全域
施設数	幼稚園・認定こども園…27箇所 （幼稚園：私立20 認定こども園：公立5（幼保連携型3、保育所型2）、私立2（幼保連携型2）） 中央地域…9箇所 岩津地域…3箇所 岡崎地域…2箇所 矢作地域…5箇所 大平地域…2箇所 六ツ美地域…2箇所 東部地域…2箇所 額田地域…2箇所	
現況	2019（令和元）年度から2023（令和5）年度にかけて、減少傾向で推移しています。また、市外の幼稚園への通園者も減少しています。 ●市外幼稚園への通園者（概数）…2023年度：幸田町 175人、西尾市 75人、安城市 45人、豊田市 5人 ●他市町から市内幼稚園への通園者（概数）…2023年度：120人	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
幼稚園・認定こども園	5,346	5,111	4,961	4,654	4,178	0.78

※各年度5月1日現在

全市の量の見込みと確保の内容

全体	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		2029年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み （必要利用定員総数）	2,904	893	2,795	858	2,689	827	2,617	805	2,600	800
	3,797		3,653		3,516		3,422		3,400	
②確保の内容 幼稚園 認定こども園	5,813		5,004		4,974		4,974		4,974	
②-①	2,016		1,351		1,458		1,552		1,574	

※2号は教育ニーズのみ

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

<整備計画>

- 認定こども園7園 765人 → 2026（令和8）年度 8園 710人
2027（令和9）年度 9園 830人
 - 私立幼稚園20園 5,048人 → 2026（令和8）年度 19園 4,294人
2027（令和9）年度 18園 4,144人
- 2026（令和8）年度に1園が認定こども園へ移行（大平区域）予定
2027（令和9）年度に1園が認定こども園へ移行（六ツ美区域）予定

(3) 乳児等通園支援事業

事業概要	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育園等を利用できる事業です。	▶提供区域 市全域
現況	2026（令和8）年度からの給付制度化に伴い、事業を開始します。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（時間月）

全体	2025年度			2026年度			2027年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み				335	502	458	441	659	660
②確保の内容				335	502	458	441	659	660

全体	2028年度			2029年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	545	812	812	1,076	1,608	1,603
②確保の内容	545	812	812	1,076	1,608	1,603

提供体制の考え方

- 実施施設毎の利用時間や利用定員等を踏まえ、量の見込みに応じた提供体制を確保します。
- 事業開始後の利用状況や利用者ニーズの動向を把握し、それに対応できる提供体制の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■地域子ども・子育て支援事業 一覧表

全市合計		計 画					単 位	
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度		
時間外保育事業		①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	人
		②確保の内容	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	
		②-①	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	幼稚園 認定こども園	①量の見込み	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	人日
		②確保の内容	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954	
		②-①	0	0	0	0	0	
	保育園等	①量の見込み	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986	
		②確保の内容	30,540	30,540	30,540	30,540	30,540	
		②-①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554	
地域子育て支援拠点事業		①量の見込み	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	人日
		②確保の内容	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106	
		②-①	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	基本型 (うち地域子育て相談機関)	①量の見込み	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	箇所
		②確保の内容	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	7(6)	
		②-①	0	0	0	0	0	
	こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1	
		②確保の内容	1	1	1	1	1	
		②-①	0	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業		①量の見込み	711	694	686	672	666	人日
		②確保の内容 (病児)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
		②確保の内容 (病後児)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	
		②-①	2,809	2,826	2,834	2,848	2,854	
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800	人
		②確保の内容	3,715	3,830	3,830	3,830	3,830	
		②-①	▲101	16	67	47	30	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		①量の見込み (就学前)	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	回
		②確保の内容 (就学前)	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み (小学生)	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②確保の内容 (小学生)	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		①量の見込み (ショート)	120	120	120	120	120	人日
		②確保の内容 (ショート)	120	120	120	120	120	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み (トワイライト)	67	67	67	67	67	
		②確保の内容 (トワイライト)	67	67	67	67	67	
		②-①	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんこちは赤ちゃん事業)		①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	人
		②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340	
		②-①	0	0	0	0	0	
養育支援訪問事業		①量の見込み	600	600	600	600	600	人
		②確保の内容	600	600	600	600	600	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て世帯訪問支援事業		①量の見込み	110	110	110	110	110	人日
		②確保の内容	110	110	110	110	110	
		②-①	0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦等包括的産後支援事業		①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	回
		②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233	
		②-①	0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査事業)		①量の見込み	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	回
		②確保の内容	34,806	33,760	32,741	32,741	32,741	
		②-①	0	0	0	0	0	
産後ケア事業		①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028	人日
		②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028	
		②-①	0	0	0	0	0	
実費徴収に係る補正給付事業		①量の見込み	603	580	558	543	540	人
		②確保の内容	603	580	558	543	540	
		②-①	0	0	0	0	0	
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業		①量の見込み	5	5	5	5	5	人
		②確保の内容	5	5	5	5	5	
		②-①	0	0	0	0	0	

(1) 時間外保育（延長保育）事業

事業概要	通常保育時間（8時～17時30分）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。	提供区域 行政区域
施設数	49箇所	
現況	延長保育の年間利用者数は、2019年以降、微増の傾向にあります。2023年において全入所児童数の約43%の児童が利用しています。	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	単位(人) 2023/2019年度比
年間利用者数	3,090	3,174	3,199	3,178	3,191	1.03
実施園数	43園	43園	43園	44園	46園	

① 全市の量の見込みと確保の内容

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	単位(人)
①量の見込み	3,298	3,223	3,185	3,122	3,092	
②確保の内容	3,298 (49園)	3,223 (50園)	3,185 (50園)	3,122 (50園)	3,092 (50園)	
②-①	0	0	0	0	0	

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

<整備計画>

●延長保育実施

2026（令和8）年度に私立幼稚園から移行予定の認定こども園（大平区域）で延長保育を実施予定。

2026（令和9）年度に私立幼稚園から移行予定の認定こども園（六ツ美区域）での延長保育の実施について、保育需要を踏まえ、事業者との協議により検討する。

② 区域別の量の見込みと確保の内容

単位(人)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
中央 区域	①量の見込み	904	901	904	904	917
	②確保の内容	904 (15園)	901 (15園)	904 (15園)	904 (15園)	917 (15園)
	②-①	0	0	0	0	0
岡崎 区域	①量の見込み	538	519	510	497	494
	②確保の内容	538 (8園)	519 (8園)	510 (8園)	497 (8園)	494 (8園)
	②-①	0	0	0	0	0
大平 区域	①量の見込み	299	295	294	287	279
	②確保の内容	299 (5園)	295 (6園)	294 (6園)	287 (6園)	279 (6園)
	②-①	0	0	0	0	0
東部 区域	①量の見込み	164	159	152	145	141
	②確保の内容	164 (3園)	159 (3園)	152 (3園)	145 (3園)	141 (3園)
	②-①	0	0	0	0	0
岩津 区域	①量の見込み	411	394	385	378	374
	②確保の内容	411 (7園)	394 (7園)	385 (7園)	378 (7園)	374 (7園)
	②-①	0	0	0	0	0
矢作 区域	①量の見込み	539	517	504	479	466
	②確保の内容	539 (5園)	517 (5園)	504 (5園)	479 (5園)	466 (5園)
	②-①	0	0	0	0	0
六ツ美 区域	①量の見込み	404	397	393	385	374
	②確保の内容	404 (4園)	397 (4園)	393 (4園)	385 (4園)	374 (4園)
	②-①	0	0	0	0	0
額田 区域	①量の見込み	39	41	43	47	47
	②確保の内容	39 (2園)	41 (2園)	43 (2園)	47 (2園)	47 (2園)
	②-①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園、保育園）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

事業概要	通常の教育時間後や長期休業中などに、在園児を対象に保護者の希望に応じて預かり保育を実施するほか、保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などを目的として、在園児以外の子どもを対象に一時的な子どもの保育（保育所の入所待ちの場合は定期的な保育）を実施する事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●私立幼稚園 18園 ●公立認定こども園 5園 ●私立認定こども園 2園 	
現況	2023（令和5）年度現在で延べ利用人数が70,557人となっています。	

■利用実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	単位(園) 2023/2019年度比
幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	23	23	24	24	24	1.04

【保育園等における一時預かり】

事業概要	保護者の就労や病気、出産又は育児疲れの解消などのための、一時的な子どもの保育を実施している事業です。	▶提供区域 行政区域
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園 24園 ●小規模保育事業所 3園 ●地域子育て支援拠点 1施設 	
現況	保育園の利用実績は、2020年、2021年から減少していましたが、2022年以降増加傾向にあります。	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	単位(人日) 2023/2019年度比
保育園	7,993	6,238	6,025	6,893	7,139	0.89

① 全市の量の見込みと確保の内容

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり】

単位(人日)

全体	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	74,785	71,961	69,257	67,400	66,954
1号認定による利用	18,404	17,709	17,043	16,586	16,476
2号認定による利用	56,381	54,252	52,214	50,814	50,478
②確保の内容	74,785 (25園)	71,961 (25園)	69,257 (25園)	67,400 (25園)	66,954 (25園)
②-①	0	0	0	0	0

【保育園等における一時預かり】

単位(人日)

全体	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	8,120	8,062	8,190	8,081	7,986
②確保の内容	30,540 (28箇所)	30,540 (28箇所)	30,540 (28箇所)	30,540 (28箇所)	30,540 (28箇所)
②-①	22,420	22,478	22,350	22,459	22,554

提供体制の考え方

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

- 各幼稚園及び認定こども園において、主に在園児を対象とする事業であり、各園で今後の量の見込みに対する提供体制を確保できる予定です。
この事業は幼稚園及び認定こども園で実施する幼児教育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない幼稚園及び認定こども園についても、順次、事業を実施します。

【保育園等における一時預かり】

- 確保の内容については、市内の保育園24園(1園当たり4人/日)において、本計画期間での量の見込みに対する提供体制を確保します。
この事業は保育園で実施する幼児保育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない保育園についても、順次、事業を実施します。
2025年度 96人(24園×4人/日)×260日(52週×5日) = 24,960人日
- 小規模保育事業所3施設において、一時預かり事業を実施しています。
2025年度 18人(3施設×6人/日)×260日(52週×週5日) = 4,680人日
- お子さんの性格や特性などにより、なじみのない施設に預けることを心配し、事業の活用が必要であるにも関わらず、利用を躊躇う保護者もいることから、より利用しやすい環境を整えるため、児童発達支援を行う事業者が運営する地域子育て支援拠点において一時預かり事業を実施しています。
2025年度 6人×150日(50週×週3日) = 900人日

② 区域別の量の見込みと確保の内容

【保育園における一時預かり】

		単位 (人日)				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
中央 区域	①量の見込み	2,227	2,253	2,323	2,341	2,367
	②確保の内容	8,320 (7箇所)	8,320 (7箇所)	8,320 (7箇所)	8,320 (7箇所)	8,320 (7箇所)
	②-①	6,093	6,067	5,997	5,979	5,953
岡崎 区域	①量の見込み	1,325	1,298	1,312	1,287	1,276
	②確保の内容	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)
	②-①	2,835	2,862	2,848	2,873	2,884
大平 区域	①量の見込み	736	738	756	743	721
	②確保の内容	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)
	②-①	1,344	1,342	1,324	1,337	1,359
東部 区域	①量の見込み	403	398	392	376	365
	②確保の内容	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)
	②-①	637	642	648	664	675
岩津 区域	①量の見込み	1,011	986	989	979	965
	②確保の内容	7,660 (7箇所)	7,660 (7箇所)	7,660 (7箇所)	7,660 (7箇所)	7,660 (7箇所)
	②-①	6,649	6,674	6,671	6,681	6,695
矢作 区域	①量の見込み	1,328	1,293	1,297	1,239	1,203
	②確保の内容	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)
	②-①	752	787	783	841	877
六ツ美 区域	①量の見込み	994	994	1011	995	967
	②確保の内容	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)	4,160 (4箇所)
	②-①	3,166	3,166	3,149	3,165	3,193
額田 区域	①量の見込み	96	102	110	121	122
	②確保の内容	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)	1,040 (1箇所)
	②-①	944	938	930	919	918

(3) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。	提供区域 市全域
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●総合子育て支援センター（城北保育園に併設／1箇所） ●地区子育て支援センター（六ツ美中・島坂・豊富・竜谷・岩松保育園に設置／5箇所） ●つどいの広場（公共施設：岡崎げんき館・北部・南部・西部・東部地域交流センター・六ツ美分館内の6箇所／民間施設：井ノ口新町に1箇所） ●そのほか、子育て広場事業として、15箇所の保育園の園庭や保育室の一部を開放 	
現況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が大幅に減少したものの、徐々に利用者数が回復しつつあります。</p> <p>児童発達支援を行う事業者との連携により、新たなつどいの広場「おひさま」が令和6年5月に開所しました。</p>	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
総合子育て支援センター	32,015	26,298	29,625	31,115	34,258	1.07
地区子育て支援センター	16,855	9,583	10,795	14,206	13,176	0.78
つどいの広場	126,523	46,502	59,385	66,355	81,990	0.56
合計	175,393 (12箇所)	82,383 (12箇所)	99,805 (12箇所)	111,676 (12箇所)	129,424 (12箇所)	0.66

全市の量の見込みと確保の内容

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み（年間値）	202,445	201,054	204,184	201,513	199,106
②確保の内容（年間値）	202,445 (13箇所)	201,054 (19箇所)	204,184 (19箇所)	201,513 (19箇所)	199,106 (19箇所)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 高年者センター岡崎と地域福祉センターでは、多様な世代や属性の人が交流できる「ごちゃまぜ福祉」を目指しています。その取組をより推進するため、地域子育て支援拠点事業を各センターにおいて新たに実施し、子育て世帯や児童が気軽に集うことができる身近な地域の居場所を拡大していくとともに、多世代間の交流や地域のつながりを深められるような取組をすすめていきます。

<整備計画>

- 2026（令和8）年度
高年者センター岡崎（美合町）、地域福祉センター（東・西・南・北・中央）の計6箇所で事業開始

(4) 利用者支援事業

事業概要	<p>子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>【基本型】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるような身近な場所で寄り添い型の支援を行う。また、地域住民にとって身近な地域子育て相談機関として、子育て世帯からの相談に応じ必要な助言を行うとともにこども家庭センターとの連絡調整を行うもの</p> <p>【こども家庭センター型】 母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行うもの</p>	<p>▶提供区域</p> <p>市全域</p>
	施設数	<p>●基本型 7箇所（うち地域子育て相談機関6箇所）</p> <p>●こども家庭センター型 1箇所</p>
現況	<p>2016（平成28）年度から総合子育て支援センターで基本型、保健所で母子保健型を実施しました。2017（平成29）年度から5箇所の地区子育て支援センターで基本型を開始し、より身近な場所で子育てに関する支援が受けられるよう体制を整えました。</p> <p>2021（令和3）年度から福祉総合相談体制のこどもエリアで基本型と母子保健型を開始し、児童福祉法の改正により、2024（令和6）年度からは母子保健型は児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と一体的支援としてこども家庭センター型になりました。また、基本型の6箇所に地域子育て相談機関を開設しました。</p>	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
基本型	6	6	7	7	7	1.17
母子保健型	1	1	2	2	2	2.00
合計	7	7	9	9	9	

全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

単位(箇所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の内容	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

単位(箇所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 2024(令和6)年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営をすることも家庭センターを設置し、母子保健型をこども家庭センター型に統合し、妊娠期から子育て期にわたる子育て世帯の多様なニーズに対応するとともに児童虐待の未然防止を推進します。また、地域住民に身近な相談機関である地域子育て相談機関を基本型の7箇所のうち6箇所に設置し、子育て世帯の相談に応じ助言を行います。

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要	症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者の都合で保育できない場合に、一時的に預かる事業です。	提供区域 市全域
施設数	●病児保育1箇所 (MON TAMIA (モン タミア)) ●病後児保育2箇所 (八帖保育園、岡崎げんき館)	
現況	利用実績は、特に病児保育については増加傾向にあります。 2019 (令和元) 年度から病児保育を実施しています。	

■利用実績の推移

単位 (人日)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年間平均
年間延べ利用者数計	病児保育	85	61	298	322	509	255
	病後児保育	7	8	32	93	58	39.6
合計		92	69	330	415	567	276.2

全市の量の見込みと確保の内容

単位 (人日)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み		711	694	686	672	666
②確保の内容	病児保育	1,440 (1箇所)	1,440 (1箇所)	1,440 (1箇所)	1,440 (1箇所)	1,440 (1箇所)
	病後児保育	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)
②-①		2,809	2,826	2,834	2,848	2,854

提供体制の考え方

【病児保育】

- 確保の内容は、MON TAMIA (モン タミア) で6人/日を預かることができる体制を確保しています。

<保育可能人数> 6人/日×240日(20日×12箇月) = 1,440人

近年の利用実績が増加傾向にあり、感染症が流行する時期においては利用希望が確保量を上回る状況が見込まれることから、2026(令和8)年度以降、1箇所施設を増やすことで提供体制を確保します。新たに施設を整備するにあたっては、利用者の利便性の観点から、現在実施している施設との位置関係を考慮します。

【病後児保育】

- 確保の内容は、岡崎げんき館で4人/日、八帖保育園で4人/日(認可保育所利用者のみ)を預かることができる体制を確保しています。

<保育可能人数> 8人/日×260日(52週×5日) = 2,080人

<整備計画>

- 病児保育施設整備予定

病児保育の利用実績が増加していることを踏まえ、病児保育施設を新たに1箇所整備することで預かることができる体制を確保する予定

(6) 放課後児童健全育成事業

1) 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	提供区域 小学校区
施設数	●児童育成センター (38 クラブ) ●民間の児童クラブ (15 クラブ)	
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在している状況となっています。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
利用児童数	低学年	2,567	2,523	2,530	2,630	2,771	1.08
	高学年	500	533	549	549	617	1.23
合計		3,067	3,056	3,079	3,179	3,388	1.10

※各年度5月1日現在

① 全市の量の見込みと確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1年生	1,087	1,058	1,020	1,094	1,065
	2年生	1,040	1,010	986	958	1,028
	3年生	837	879	858	846	826
	4年生	493	475	482	457	452
	5年生	231	247	255	260	252
	6年生	128	145	162	168	177
	合計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800
②確保の内容		3,715	3,830	3,830	3,830	3,830
②-①		▲101	16	67	47	30

提供体制の考え方

- 小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。
- 事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。
- 市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。
- 国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れることにより、学区間の需給バランスの改善を図ります。

② 区域ごとの量の見込み

単位 (人)

学 区	量の見込み				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
梅 園	120	118	108	108	107
根 石	113	117	121	126	124
男 川	112	111	105	108	112
美 合	49	51	50	57	56
緑 丘	166	170	175	174	177
羽 根	143	152	156	157	154
岡 崎	150	148	138	139	135
六 名	183	181	172	160	154
三 島	75	72	69	66	60
竜 美 丘	110	105	107	107	109
連 尺	140	146	153	160	165
広 幡	114	119	119	124	121
井 田	200	190	178	169	163
愛 宕	22	23	23	20	22
福 岡	163	159	157	150	152
藤 川	54	54	61	66	68
山 中	42	40	38	34	32
本 宿	51	49	51	51	53
常 磐	47	53	55	57	54
細 川	118	112	111	108	102
岩 津	68	69	66	62	58
大 樹 寺	117	129	131	134	138
大 門	123	123	119	123	128
矢 作 東	131	139	140	148	151
矢 作 北	97	96	93	95	96
矢 作 西	38	40	38	39	41
矢 作 南	151	147	144	152	164
六 ツ 美 中 部	41	42	49	51	61
六 ツ 美 北 部	113	110	118	124	133
六 ツ 美 南 部	120	117	109	111	113
城 南	81	84	83	89	93
上 地	168	168	161	155	148
小 豆 坂	113	109	103	103	102
北 野	104	104	106	110	110
六 ツ 美 西 部	127	119	108	104	99
豊 富	52	48	48	42	45
合 計	3,816	3,814	3,763	3,783	3,800

※ 主要学区のみ掲載 (※本計画には市内全学区を含む。)

2) 放課後子ども教室（学区こどもの家）

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごします。	▶提供区域 小学校区
施設数	●学区こどもの家（43館） ●学校施設等（4箇所）	
現況	2019（令和元）年度から全ての学区47箇所で開催しています。 学区こどもの家と放課後児童クラブが近接している学区では、連携して一体的に事業を実施しています。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
年間延べ利用児童数	低学年	425,418	320,464	335,008	347,334	352,685	0.83
	高学年	103,670	69,384	84,731	85,382	103,884	1.00
合計		529,088	389,848	419,739	432,716	456,569	0.86

全市の量の見込みと確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②-①		0	0	0	0	0

※ 放課後児童クラブ（留守家庭児童）の利用を含む。

提供体制の考え方

- 児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。
- 児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。
- 学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携の推進

【放課後子ども教室】

- ・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
- ・ 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対 象：全ての児童
実施機関：学区こどもの家 など

【放課後児童クラブ】

- ・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対 象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

連携し
一体的に
実施

《 ねらい 》

- ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
- ・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- ・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

● 取組の方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
- ・ 障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
- ・ 支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
- ・ 保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
- ・ 学校施設を利用している校内交流型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、学校や教育委員会等と情報の共有化等を図り、円滑な取組促進に努めます。

校内交流型の実施：現況4箇所 ⇒ 2023（令和5）年度末までの目標6箇所

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。また、「おかげきっ子 育ちプラン」の評価機関である、岡崎市子ども・子育て会議において放課後対策事業の実施状況を点検・評価し、事業の着実な進捗を図ります。

● 開所時間

- ・ 放課後子ども教室は午後6時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、午後7時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業です。	提供区域 市全域
施設数	こども家庭センター内（1箇所）	
現況	2014年（平成26年）から2018年（平成30年）の5年間で急激に増えた利用実績と会員数は、2019年（令和元年）から2023年（令和5年）までの5年間で一定の件数に落ち着きつつあります。 利用の内容は就学前児童、小学生ともに送迎が増加傾向にあります。	

■利用実績の推移

就学前児童	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
週平均	106	90	79	101	74	0.69
年間延べ利用者数（就学前児童）	5,535	4,700	4,103	5,279	3,845	0.69
小学生	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
週平均	55	56	75	58	93	1.70
年間延べ利用者数（小学生）	2,854	2,919	3,896	3,023	4,848	1.70

会員数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
依頼会員	1,421	1,405	1,458	1,463	1,487
援助会員	113	114	122	113	113
両会員	79	77	68	59	57
合計	1,613	1,596	1,648	1,635	1,657

全市の量の見込みと確保の内容

■就学前児童

単位(回)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②確保の内容	4,864	4,864	4,864	4,864	4,864
②-①	0	0	0	0	0

■小学生

単位(回)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②確保の内容	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- まずは援助会員数の維持を目標として、現在の依頼ニーズに対応していきたいと思います。
- 今後、ニーズの増大にも対応できるよう、援助会員の増加に努めていきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要	ショートステイは、保護者による養育が一時的に困難になった場合に、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設や里親宅で児童の養育・保護を提供する事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に児童養護施設で児童を預かる事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	●ショートステイ 5箇所（市内3箇所、市外2箇所） ●トワイライトステイ 1箇所（市内）	
現況	ショートステイの利用日数及び利用者数は、年度によって異なっている状況です。臨時的需要の事業であるものの、一定の利用ニーズがあり繰り返しの利用も増加しています。トワイライトステイは、2025年度から実施。	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	単位（人日） 2023/2019年 度比
年間延べ利用者数	39	82	79	61	109	2.79

全市の量の見込みと確保の内容

■ショートステイ

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	単位（人日）
①量の見込み	120	120	120	120	120	
②確保の内容	120	120	120	120	120	
②-①	0	0	0	0	0	

■トワイライトステイ

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	単位（人日）
①量の見込み	67	67	67	67	67	
②確保の内容	67	67	67	67	67	
②-①	0	0	0	0	0	

提供体制の考え方

- 保護者や子どもの状況やニーズを面接により把握し、子どもによって最善のサービスの提供に努めます。
- 2023（令和5）年度から新たに里親への委託を開始し、預け先の選択肢が増えました。里親が送迎対応可能の場合、これまで保護者が行っていた施設への送迎がなくなることや、施設にいる期間はできなかった学校や保育園等への通学・通園ができるようになるなどのメリットがあります。
臨時的需要の事業であることから、選択肢の増加と利用者数の増は必ずしも比例しません。
- 保護者が就労等で休日や平日夜間に児童を養護できない場合に対応するため、子育て支援サービスを整備します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業）です。訪問員は保育士です。	▶提供区域 市全域
現況	令和5年1月、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を合わせて実施するようにしたため高い訪問率で推移しています。	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
訪問員による訪問対象乳児数	2,311	2,194	3,013	2,675	2,631	1.14
訪問実施済数	2,281	2,178	2,992	2,662	2,631	1.15
訪問率	98.7%	99.3%	99.3%	99.5%	100%	—

全市の量の見込みと確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
訪問員による訪問対象乳児数	①量の見込み	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②確保の内容	2,487	2,412	2,340	2,340	2,340
	②-①	0	0	0	0	0
訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、引き続き、訪問率100%を目指します。
- 育児等に関する様々な不安や悩みを軽減し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。また、「地域子育て相談機関」と連携し、切れ目ない支援を実施します。

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行う事業です。なお、ヘルパー派遣については、児童福祉法の改正に伴い、2024年度から子育て世帯訪問支援事業で実施します。	▶提供区域 市全域
現況	訪問回数は年度により異なりますが、専門職による訪問支援が必要な世帯は増加傾向にあります。家庭のリスクが高ければ高いほど家庭訪問の受け入れが難しくなる傾向にあります。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
専門職訪問 (養育相談等)	対象世帯数 (世帯)	25	41	40	32	42	1.68
	延べ回数 (回)	130	295	258	137	243	1.87
ヘルパー派遣 (家事援助等)	対象世帯数 (世帯)	6	7	6	7	13	2.17
	延べ回数 (回)	98	138	113	99	186	1.90

全市の量の見込みと確保の内容

単位(人)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
専門職訪問 (養育相談等)	①量の見込み	600	600	600	600	600
	②確保の内容	600	600	600	600	600
	②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 岡崎市こども家庭センターの保健師等の訪問相談・指導・助言等を、サポートプランに基づいて実施します。
- 岡崎市要保護児童・DV対策協議会等と連携し、支援方法を検討します。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、ヘルパー等による家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるための事業です。	▶提供区域 市全域
現況	児童福祉法の改正に伴い、2023年度まで養育支援訪問事業として実施されていたヘルパー派遣等が、子育て世帯訪問支援事業として実施されることになりました。	

全市の量の見込みと確保の内容

単位 (人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保の内容	110	110	110	110	110
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 市が委託した事業所からヘルパー等が派遣されます。
- サポートプランに基づいて、短期から中期的な支援を実施します。

(12) 親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、グループワーク、ロールプレイ等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

▶提供区域

市全域

現況

児童福祉法の改正に伴い、2024年度から実施されることになりました。

全市の量の見込みと確保の内容

単位(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 専門の講師に依頼をしてグループワークを実施します。
- プログラムは1セッション4回を予定しております。グループワークに参加できる方は、支援が必要と判断された方となります。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	<p>妊婦およびその配偶者等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。</p> <p>令和6年子ども・子育て支援法改正により、伴走型相談支援が「妊婦等包括相談支援事業」として地域こども・子育て支援事業に位置付けられました。</p>	▶提供区域 市全域
現況	<p>妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、出産後の乳児家庭全戸訪問事業で少なくとも3回の面談等を実施し、出産・育児等の見通しを立て、様々な不安や悩みに答え、ニーズに応じた支援につなげています。</p>	

全市の量の見込みと確保の内容

	単位(回)				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②確保の内容	7,689	7,458	7,233	7,233	7,233
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 妊婦・その配偶者等に対して面談その他の方法等により情報提供や相談等を行います。
- 妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進します。

(14) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

事業概要	妊婦と胎児の異常の早期発見により、適正医療につなげるとともに、保健指導の実施により、安全・安心な出産と健全な育児に臨めるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。	▶提供区域 市全域
現況	県内医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）により実施しています。	

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
妊娠届出件数（件）	3,163	3,026	2,933	2,662	2,643	0.84
（延べ受診者数）（人）	39,199	36,747	37,498	34,968	32,728	0.83

全市の量の見込みと確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の 見込み	①対象人数（人）	2,563	2,486	2,411	2,411	2,411
	②受診票 （回数）（回）	14	14	14	14	14
	③受診票 使用率	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
健診回数（回）		34,806	33,760	32,741	32,741	32,741

提供体制の考え方

- 妊婦健康診査事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

(15) 産後ケア事業

事業概要	<p>分娩施設退院後から病院、診療所、助産所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、必要とする母親及び乳児（以下「母子」という。）に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。</p> <p>令和3年に母子保健法改正により法定化され、令和6年子ども・子育て支援法の改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。</p>	<p>▶提供区域</p> <p>市全域</p>
現況	<p>平成31年度から宿泊型とデイサービス型により事業を開始し、当初対象者が産後4か月以内の「産後に心身の不調または育児不安等がある者」「その他、特に支援が必要と認められる者」としておりましたが、令和3年度に産後1年以内に対象期間を拡大しました。また、令和5年度から訪問型を追加したことや、国が対象者を見直し、「支援を必要とする全ての方」が利用できるようになったことにより、利用者が年々増加しています。</p>	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	780	964	1,028	1,028	1,028
②確保の内容	780	964	1,028	1,028	1,028
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 需要に応じた提供体制の確保に努め、必要に応じ県下での広域調整が可能となるよう県との協働に努めます。
- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

(16) 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の全ての子どもに対して、教育を利用するために必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。

▶提供区域

市全域

現況

幼児教育の無償化に伴い、2019（令和元）年10月から開始しました。

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
延べ受給者数（人）	444	477	638	656	573	1.29

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	603	580	558	543	540
②確保の内容	603	580	558	543	540
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成する事業です。

▶提供区域

市全域

現況

国の制度改正に伴い、2022（令和4）年4月から開始しました。

■利用実績の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
受給者数（人）				3	4	

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

5. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

本市は、2017（平成29）年度に公立幼稚園3園を幼保連携型認定こども園に移行し、既存の公立保育所型認定こども園2園と合わせ5園の認定こども園により、教育・保育を一体的に提供しています。

認定こども園のうち幼保連携型認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、既存の幼稚園の認定こども園化によって保育ニーズへの対応が可能になり、既存の保育園の認定こども園化によっては幼稚園不在地域への対応が可能になるといったメリットがあります。

こうしたことから、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の希望があれば、地域や事業者の実情を勘案しながら円滑な移行に向けて支援し、教育・保育へのニーズに対応しています。2023（令和5）年度には私立幼稚園2園が幼保連携型認定こども園に移行しました。

一方、保育園については、現在、額田区域において公立保育所型認定こども園を2園設置していますが、公立、私立とも、3歳未満児を中心に、保育ニーズが高くなっている現在の状況においては、当面の間、保育を必要とする子どもを対象とした施設として継続していく必要があります。

幼稚園や保育園からの認定こども園への移行に当たっては、施設・設備の改修や職員体制の確保等が必要となる場合があることから、本市では、幼稚園及び保育園の設置者に適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、先進地の事例研究や保育士と保育教諭の合同研修のあり方等の検討を進めていきます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供について

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域で子育てを支えるネットワークづくりを進めます。妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

(4) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。また、岡崎市幼保小連絡協議会を定期的で開催し、関係者相互の交流を通じて連携を進めます。

(5) 乳児等通園支援事業の提供について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、市では子育てのための施設等利用給付に当たって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

(1) 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

(3) 愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

第6章 推進体制

1. こどもと子育て家庭等への支援体制の推進

本計画の基本目標「こどもが いきいきと 育つまち」、「家族が とともに 育つまち」、「みんなで こどもを 育てるまち」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携によりこどもと子育て家庭等への支援を進めていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体でこどもまんなかのまちづくりを目指します。

2. 計画の点検・評価

本計画は、基本目標を実現するための施策を掲載した「第4章 施策の展開」及び、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を掲載した「第5章 子ども・子育ての環境整備」において各事業を位置付けています。

当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として位置付け、各年度において、第4章は各施策について、第5章は各事業について、実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）を、点検、評価し、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行います。

なお、第4章については、数値目標により各施策の進捗を毎年度確認するとともに、計画の終期において、市民意識調査を実施し、「子育て全般の満足度」、「こどもの幸福度」等の結果を分析することで、計画全体の効果を検証します。

3. 広域的な連携

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員、子育て支援員、各種機関相談員等の資質向上にかかる研修や、児童虐待防止対策、こどもの貧困の解消に向けた対策、障がい児施策、困難を抱える子ども・若者の支援など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等との連携により、より充実した取組を進めます。

また、ファミリー・フレンドリー企業登録制度や子育て家庭優待事業など、愛知県や周辺市町村とともに広範囲での取組を進めることで、支援をより効果的に行うとともに、社会全体でこどもと子育て家庭等を支援することへの意識を高めます。

資料編

1. 岡崎市こども計画策定経過

年月日	項目	概要
2023（令和5）年 10月3日	令和5年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況について ・「おかざきっ子 育ちプラン」次期計画策定に向けたニーズ調査について
2023（令和5）年 11月	岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・保育園・幼稚園・認定こども園の職員 ・市内事業所
2023（令和5）年 12月～ 2024（令和6）年 1月	岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小中学生及び高校生以上（15歳～39歳）
2023（令和5）年 12月21日	令和5年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 おかざきっ子 育ちプランの変更について ・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るアンケート調査の集計速報について
2024（令和6）年 2月19日	令和5年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調査結果の集計速報について
2024（令和6）年 3月8日	令和5年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るアンケート調査結果について ・おかざきっ子育ちプランの変更に係る協議結果について
2024（令和6）年 5月14日	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会第1回実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調査結果について
2024（令和6）年 5月28日	令和6年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況について ・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和6）年 6月	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和6）年 7月29日	令和6年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市こども計画「第5章 子ども・子育ての環境整備（案）」について
2024（令和6）年 10月3日	令和6年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市こども計画（案）について

年月日	項目	概要
2024（令和6）年 10月22日	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会第3回実務者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2024（令和6）年 12月9日～ 2025（令和7）年 1月9日	パブリックコメント実施	
2024（令和6）年 12月～ 2025（令和7）年 1月	こどもの意見聴取実施	
2025（令和7）年 2月18日	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会代表者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和7）年 2月20日	令和6年度第4回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和7）年 3月	計画策定・公表	

2. 岡崎市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	氏名	備考
会長	小原 倫子	桜花学園大学
委員	村上 由香	岡崎私立幼稚園PTA連絡協議会
委員	渡邊 祐希	岡崎市保育園父母の会連絡協議会
委員	石川 基司	岡崎市私立幼稚園協会
委員	内藤 智宣	岡崎市私立保育園連合会
委員	吉川 美里	特定非営利活動法人岡崎がくどうの会
委員	花田 直樹	岡崎市医師会
委員	荒木 聖弘	愛知県西三河福祉相談センター
委員	神谷 敦仁	岡崎市教育委員会(岡崎市小中学校長会)
委員	門田 郁子	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	稲吉 章宏	岡崎市青年経営者団体連絡協議会
委員	平野 敏雄	連合愛知三河中地域協議会
委員	成瀬 眞佐子	愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会
委員	黄 永顕	西三東地区高等学校生徒指導研究会
委員	井戸 摩里	市民公募
委員	斉藤 啓司	市民公募
委員	前田 辰彦	市民公募

3. 岡崎市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条第 2 号において「認定こども園法」という。）第 25 条及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する事務
- (3) 岡崎市こども計画（本市のこども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策（同法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができることとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日条例第37号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和5年1月27日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

4. 岡崎市子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月23日条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の特例)

第3条 会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会)

第4条 条例第7条に規定される部会は会長の指示により置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会の議事は条例6条第2項から第3項の規定を準用する。

(部会の決議の特例)

第5条 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(議事録)

第6条 子育て会議、部会の議事については、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開する。ただし、会長が公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、

議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども部こども育成課において総括する。ただし、条例第7条の規定により行われる調査審議事項は、当該事項を所掌する課が処理するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、子育て会議、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

発行・編集 岡崎市こども部こども育成課

所在地 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

T E L 0564-23-6798

F A X 0564-23-6833

e - M a i l kodomo@city.okazaki.lg.jp

発行 令和7年3月

